

薬 第 1629 号  
令和元年6月13日

各関係団体長 様

大阪府健康医療部長

大阪府薬物の濫用の防止に関する条例第9条に規定する知事指定薬物の指定について（通知）

大阪府では、大阪府薬物の濫用の防止に関する条例（平成24年大阪府条例第123号。以下「条例」という。）により知事指定薬物の指定等について定めているところです。

このたび、条例第9条第1項の規定に基づき、令和元年6月13日付けで新たに知事指定薬物を公示し、指定しました。

つきましては、下記の事項をご了知のうえ、貴会（組合）員に周知いただきますようお願いいたします。

#### 記

#### 1. 知事指定薬物

次に掲げる2物質について、府の区域内において現に濫用され、又は濫用されるおそれがあり、かつ、中枢神経系の興奮、抑制又は幻覚の作用（当該作用の維持又は強化の作用を含む。）を有すると認められたことから、条例第9条第1項に規定する知事指定薬物に指定しました。

- (1) N-エチル-1-(3-メトキシフェニル)シクロヘキサン-1-アミン  
及びその塩類

【通称名】3-MeO-PCE

- (2) 1-(4-シアノブチル)-N-(2-フェニルプロパン-2-イル)-1H-ピロロ[2,3-b]ピリジン-3-カルボキサミド及びその塩類

【通称名】CUMYL-4CN-B7AICA

#### 2. 施行期日

令和元年6月14日

大阪府健康医療部  
薬務課麻薬毒劇物グループ  
TEL:06-6941-9078（直通）  
FAX:06-6944-6701